

# 4 建築空間 のデザイン

## 4 建築空間のデザイン

### 4-01 概要

4-01 対象範囲

4-02 用語の定義

4-03 運用

4-05 景観計画に定められた方針

### 4-09 建築物のデザイン

4-10 1. 建築物の形態や壁面デザイン

4-15 2. 建築物の低層部や外構の設えとデザイン

4-21 3. 主要な街角の建築デザイン

4-22 4. 緑化や工作物等への配慮

4-24 5. 夜間景観

### 4-27 屋外広告物のデザイン

4-28 1. 共通事項

4-29 2. 種類別

4-33 3. 夜間景観

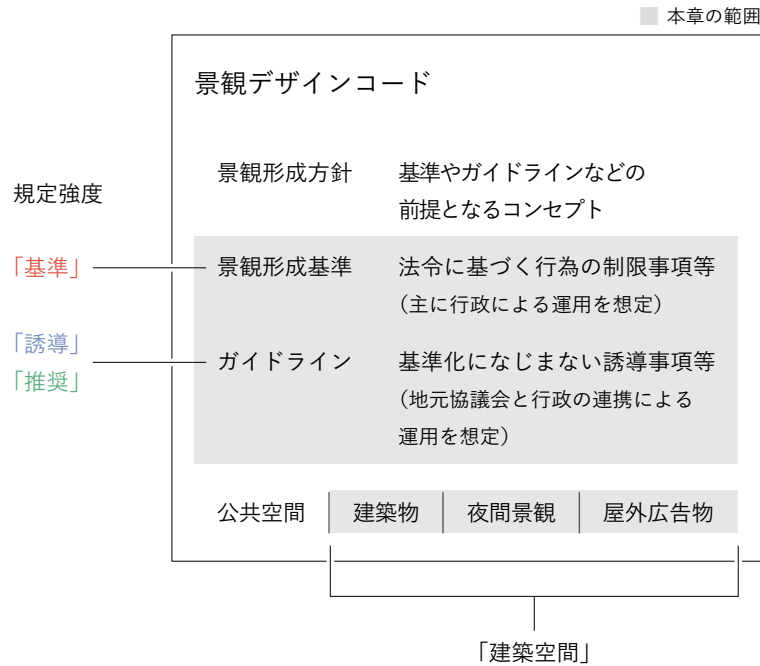
4-34 4. 映像装置

# 概要

本章では、対象範囲における建築空間のデザインの考え方を示します。当エリア内で建築物、広告物等を計画する際は、本章の基準等に沿って計画いただくをお願いします。

公共空間の整備とともに、上質で洗練された建築空間を創出することで、官民連携により、神戸の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。

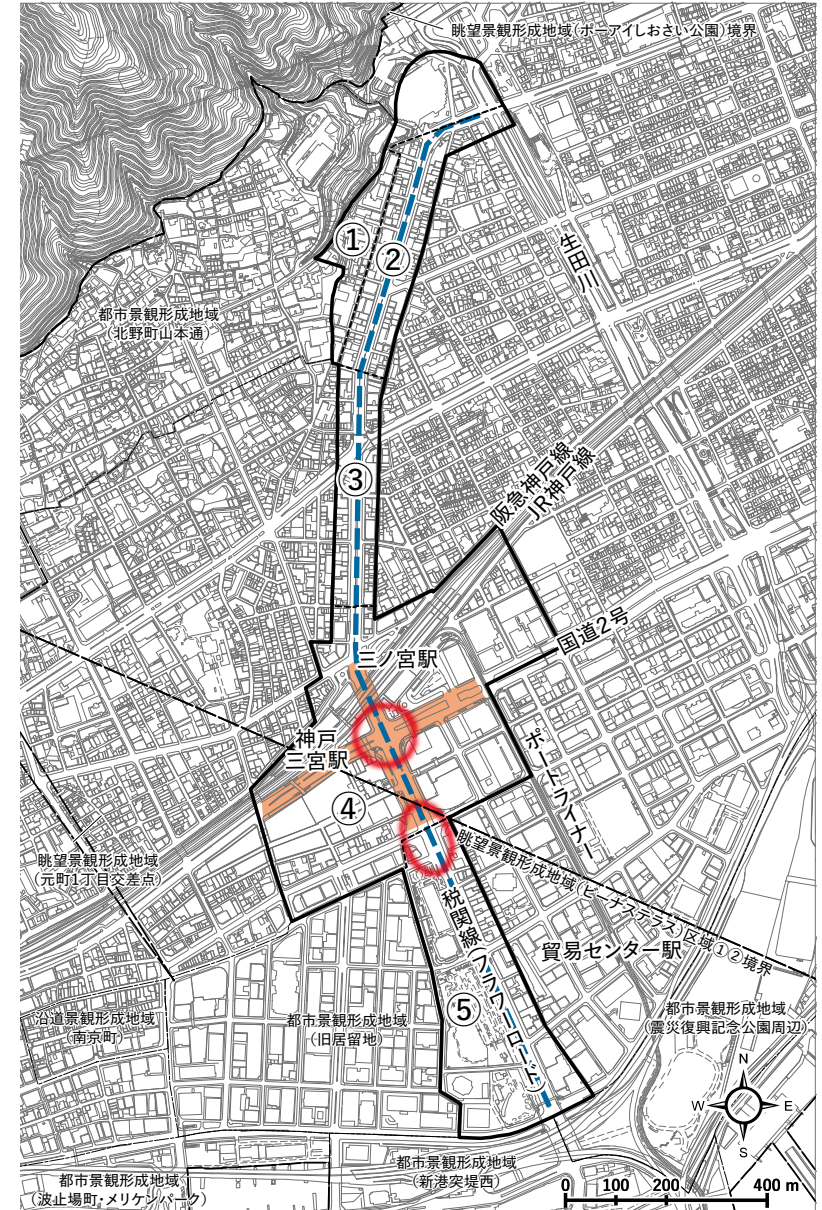
## ▼景観デザインコードの内容



# 対象範囲

建築物・屋外広告物等の景観デザインコードは、下記に示す税関線・三宮駅前沿道景観形成地区において適用されます。

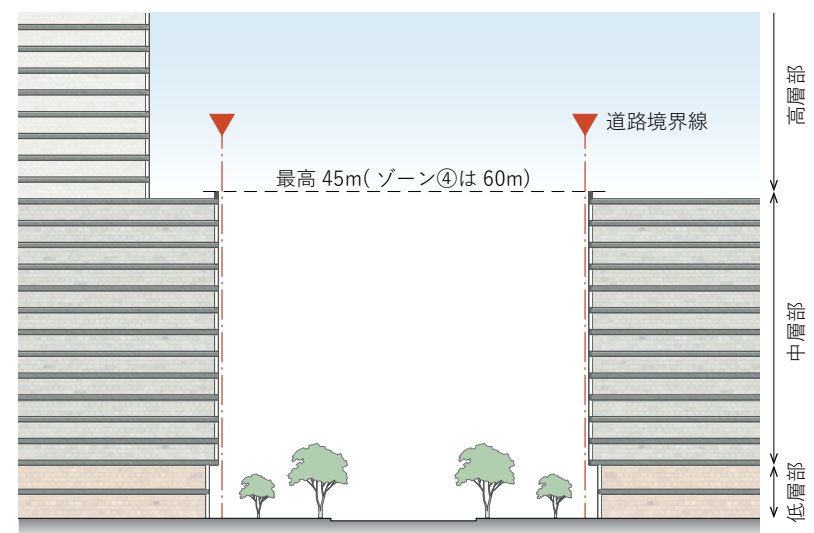
SCALE 1/15000



# 用語の定義

外壁等	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又はバルコニーの手すり壁その他これに類するものをいう。
高さ	1 建築物の高さは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。 2 工作物の高さは、工作物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さとする。
修繕等	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
色相	色味を示す属性。マンセル表色系では、R（赤）、Y（黄）、G（緑）、B（青）、P（紫）の5色を基本とし、その中間にYR（黄赤）、GY（緑黄）、BG（青緑）、PB（紫青）、RP（赤紫）を設け、さらにそれらの色相を10に分割した計100色相で表す。無彩色はNで表す。
明度	明るさを示す属性で、マンセル表色系では数字で示す。数値が大きい方が明るい色になる。
彩度	鮮やかさを示す属性で、マンセル表色系では数字で示す。数値が大きいほど鮮やかな色になる。
色温度	光の色味の度合いのこと。単位はK（ケルビン）。高いと白く冷たい色になり、低いと黄色く温かい色になる。
輝度	光源自体や照らされた面の輝きのこと。単位はcd/m <sup>2</sup> （カンデラ毎平方メートル）
グレア	目に入る不快なまぶしさのこと。グレアがあると、それより強い光しか感じなくなり、その他のものは暗く見えるようになる。
映像装置	建築物の壁面やディスプレイなどを利用し、画像や文字等の映像を表示又は投影するものをいう。メディアファサード、デジタルサイネージ、電光掲示板、プロジェクションマッピングなどがある。

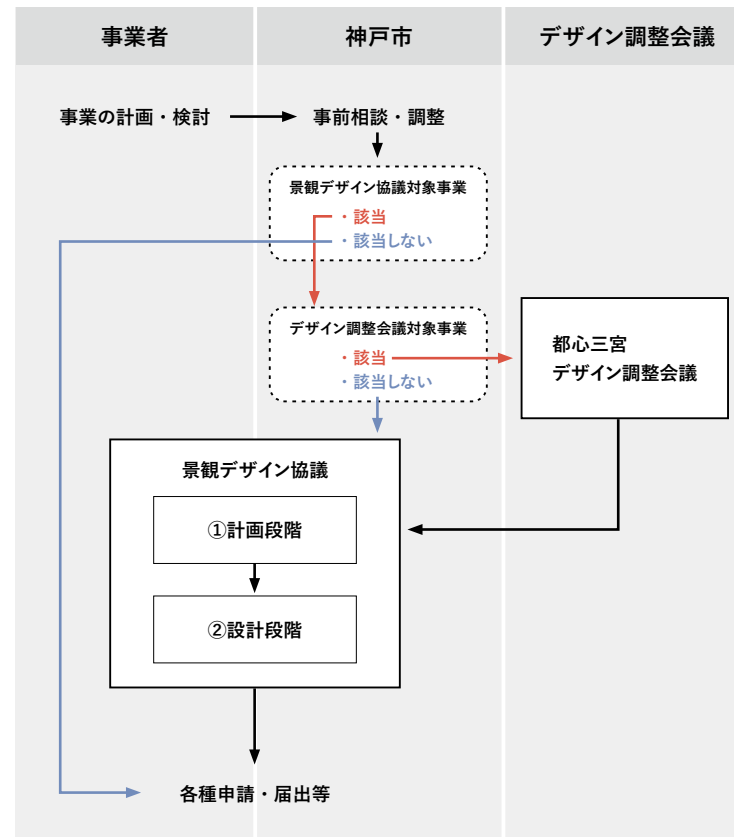
建築物の低層部	1、2階部分
建築物の中層部	高さが低層部を超え、最高45mまで（ゾーン④は60mまで）の部分
建築物の高層部	高さが中層部を超える部分



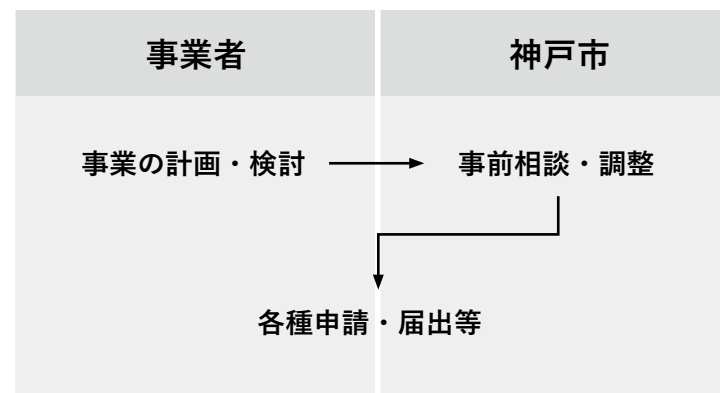
# 運用

景観デザインコードは、行政や事業者等が、公共空間や建築物等が一体となった空間のあり方を共有し、官民が連携しながら、当地域の位置づけにふさわしい景観形成を図るためのものです。当エリア内で事業を行うにあたっては、景観デザインコードに沿って計画、設計してください。なかでも、事業の規模や計画場所により右記に示す届出等の手続きや事前協議が必要です。

▶【建築物・工作物】の手続きフロー



▶【屋外広告物】の手続きフロー



## 届出等

---

景観計画の届出  
(景観法第16条)

- ・ 対象種別：建築物、工作物
- ・ 対象行為：建築物、工作物の新築、増築、改築、移転、修繕等

---

屋外広告物の許可申請  
(神戸市屋外広告物条例第5条)

- ・ 対象種別：屋外広告物
- ・ 対象行為：屋外広告物の表示、屋外広告物を表示する物件の設置、それらの変更または改造

## 事前協議

---

景観デザイン協議  
(神戸市都市景観  
条例第17条)

- ・ 対象種別：建築物
- ・ 対象行為：高さが20mを超える建築物の新築、増築（高さが20mを超える部分の増築に限る）及び改築
- ・ 概要：法令の規定に基づく届出等の手続きに先立ち、「計画段階」「設計段階」の2段階で、良好な景観の形成に関して神戸市と行う協議。

---

都心三宮  
デザイン調整会議

- ・ 対象種別：建築物
- ・ 対象行為：景観デザイン協議の対象規模に準ずる
- ・ 概要：今後計画される公共施設や民間施設において、相互に調整しながら、一体的で魅力的な空間を目指すため、学識経験者等の専門的な見地より意見を求めるとともに、総合的なデザイン調整を行う場。

---

まちづくり協議会等  
との協議

- ・ 対象種別：建築物、工作物、屋外広告物
- ・ 対象行為：各協議会が運用するガイドライン等に規定する行為または地域の景観に影響を与える行為
- ・ 概要：神戸市では、まちづくり協議会等と連携し、景観形成の取り組みを進めている。協議会のガイドラインに基づいて計画し、さらに、法令の規定に基づく届出等の手続きに先立ち、協議会との事前協議が必要。

---

その他

- ・ 当エリアでは、神戸市景観計画のうち、後に示す「税関線・三宮駅前」地区のほか、景観計画区域全域や、眺望景観形成地域（ポーアイしおさい公園、ビーナステラス）の基準があります。
- ・ 当エリア内の計画場所によっては、都市計画法に基づく地区計画の区域内の場合があります。

# 景観計画に定められた方針

神戸市景観計画にて、対象エリアの「良好な景観の形成に関する方針」を右記のように定めています。

地区名：税関線・三宮駅前

景観特性 新神戸駅から、三宮、国道2号に至る神戸の都心の代表的な道路軸であり、神戸の顔として位置づけられる地区である。

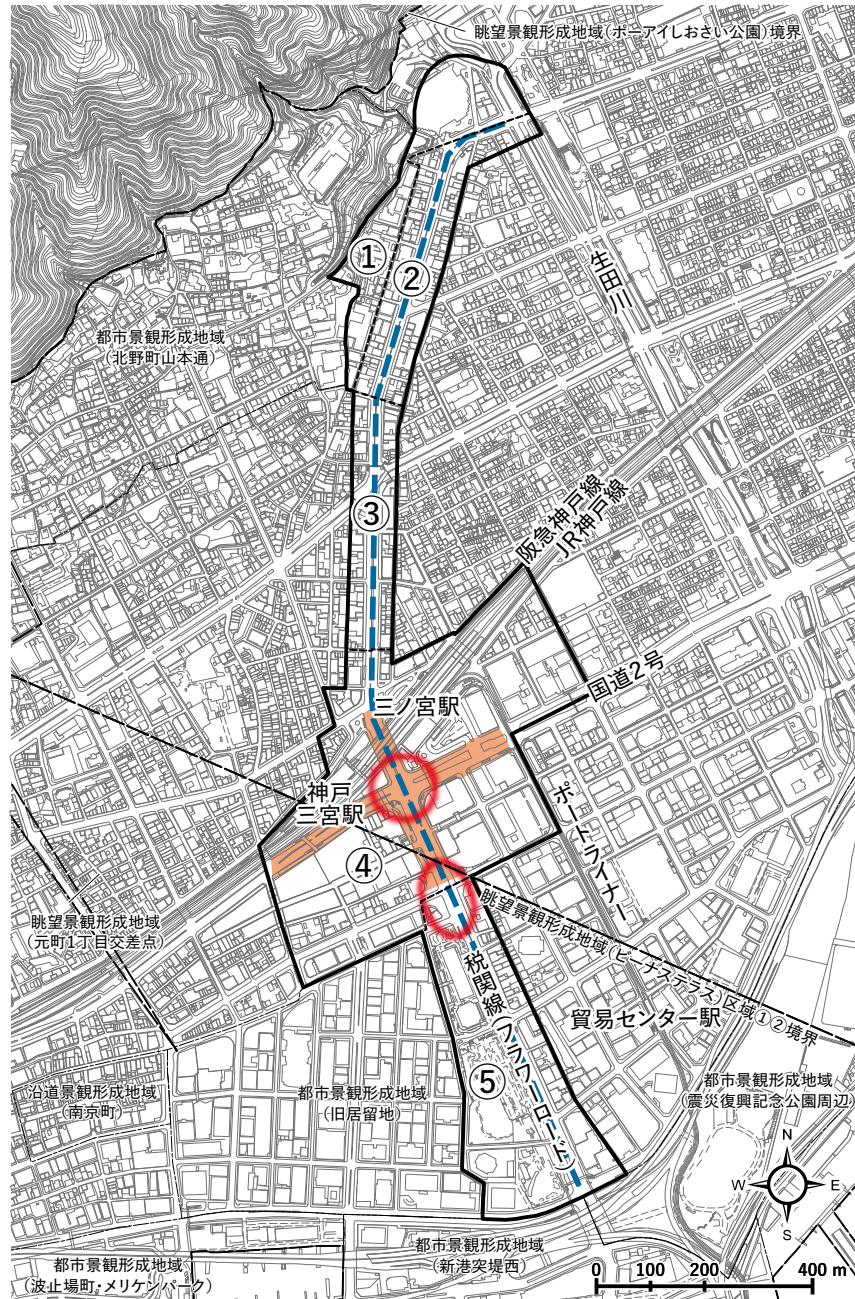
景観形成の目標 神戸のメインストリート及び神戸の玄関口にふさわしいまちなみを形成する。

景観形成の基本方針

- 1 連続性や一体感のある洗練されたまちなみの形成を図る。
- 2 多彩な「まち」の個性がにじみ出す神戸らしいまちなみの形成を図る。
- 3 都心のにぎわいが拡がる開放感とゆとりあるまちなみの形成を図る。

景観形成基準の基本的な考え方

- 1 当地区の位置づけにふさわしい建築物の規模を確保する。  
▶ 地区内の現状を踏まえ、いくつかの区域に分けて建築物の規模の適正な誘導を図り、将来にわたる当地区の景観形成に寄与する
- 2 洗練されたまちなみの形成を図るため、建築物等や屋外広告物の形態、意匠等を質の高いものに誘導する。  
▶ 個々の建築物等が神戸らしい洗練された意匠であるとともに、道路、広場、道路に接する敷地内の空間などのオープンスペースと一体となって良好な道路軸景観の形成を図るよう努める。
- 3 地域特性に応じて、よりきめ細やかな景観形成を図る。
- 4 景観形成上、特に重要と考えられる道路、街角を景観形成道路及び景観形成街角として設定し、これに面する建築物等に対して、重点的な誘導を行う。



▲ゾーンと景観形成道路・街角

SCALE 1/14000

## 景観形成道路と景観形成街角

まちなみの連続性や一体感、にぎわいの拡がりを感じられる道路軸景観を形成していくべき道路や、公共空間と建築物が互いに向き合い一体感と空間の広がりを特に演出する街角について下記の通り定めます。

景観形成道路A：  
税関線



- ・海と山をつなぐ神戸の都市軸として、まちなみやにぎわいの連続性が感じられる道路
- ・自然やゆとり、親しみを感ぜられるまちなみを形成する道路

景観形成道路B：  
三宮クロススクエア



- ・高質で洗練された神戸らしさを感じられる象徴的な道路
- ・公共空間と建築物及びその中間領域で一体感のある空間を積極的に創出し、様々なアクティビティを誘導するとともに、居心地の良さが感じられる道路

景観形成街角C：  
三宮交差点



神戸の玄関口として、神戸の顔を印象づける象徴的な空間を創出する街角

景観形成街角D：  
国際会館前交差点



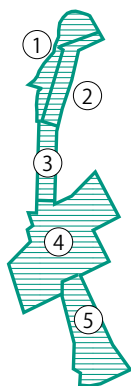
人が滞留できる空間を創出するとともに、周辺の「まち」へのつながりが感じられる、一体感のあるにぎわいを形成する街角



## ゾーンごとの特性に応じた考え方

### ゾーン①-⑤：

税関線沿道＋三宮駅前

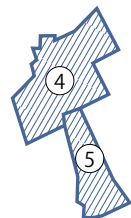


### 海と山、周辺の「まち」をつなぐ連続性や一体感のある洗練されたまちなみ

- ・周辺の「まち」や自然環境等と調和する洗練されたまちなみを形成する。
- ・連続するまちなみや夜間照明、植栽の配置等により、海と山のつながりを引き立てる。
- ・都心から望む六甲の山並み等の良好な眺望に配慮する。
- ・緑化等により、公共空間とともに都心の中の自然やうのおいが感じられる空間を確保する。
- ・広告物は「まち」の特性に合わせた形態やデザインとするとともに、公共空間や建築物との調和を図ることで、「まち」の魅力を高め、一体感のある良好なまちなみの形成に資するものとする。
- ・通りの連続性を意識した温かみのある照明とし、通りに漏れ出る灯りや建築物の壁面、植栽のライトアップ等により、訪れる人をもてなす上品な夜間景観を演出する。

### ゾーン④-⑤：

税関線南沿道＋三宮駅前



### 空間の広がりや居心地の良さを感じる、人が主役のにぎわいあるまちなみ

- ・建築物の低層部は、大きな開口部やピロティ等のオープンスペースを設けるなど、公共空間と建築物相互の関係をより密接にし、にぎわいや空間の広がりを創出する。
- ・建築物の中層部は、軒線の高さや壁面の位置等により、開放感や統一感のある空間を創出する。
- ・建築物の高層部は、壁面の後退や頂部デザインの工夫等により、広がりのある都市空間を形成する。
- ・建築物のデザインを活かす照明や、軒線のライトアップによるスカイラインの形成等により、印象的でメリハリのある夜間景観を形成する。

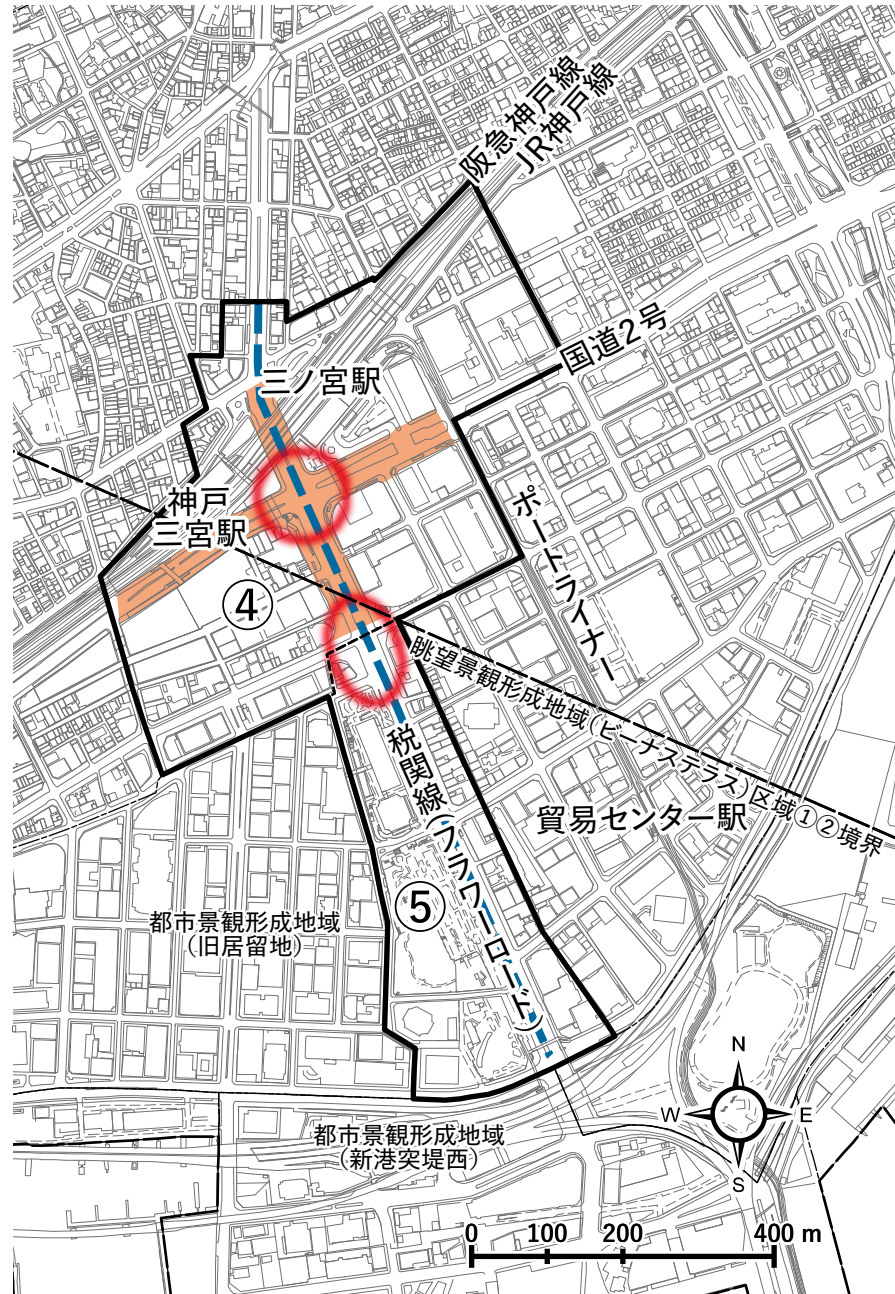
### ゾーン④：

三宮駅前



### 神戸の玄関口にふさわしい象徴的なまちなみ

- ・神戸の玄関口として、高質なデザイン、にぎわいやゆとりあるまちなみを先導し、新しい神戸への驚きと心地良さを感じることができる象徴的な空間を創出する。
- ・景観形成街角Cを形成する建築物は、神戸の顔を印象づけ、軽やかで空間の広がりが感じられる、正面性のあるコーナーデザインとする。
- ・敷地や建築物の公共的な空間は、公共空間との境界線を意識させない一体的なデザインとするほか、にぎわいの原動力となる用途の施設配置や、公共空間と一体的な利用を想定したアクティビティの誘導などにより、官民のにぎわいが相互に呼応する空間を創出する。
- ・素材感を意識した仕上げ、親しみやすい色彩等により、高質で穏やかなまちなみを形成する。



▲ゾーンと景観形成道路・街角

SCALE 1/10000

## 三宮駅前北



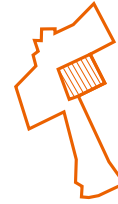
- ・ 高い繁华性と居心地の良さが調和し、洗練されたにぎわいのあるまちなみを形成する。

## 三宮駅前東



- ・ 交通結節機能を持つ大規模建築物と地上のにぎわいが立体的に呼応するまちなみを形成する。
- ・ 「まち」への導入部として、周辺の「まち」へのつながりを意識できる利便性の高い空間を創出する。

## 三宮駅前南東



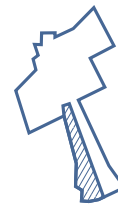
- ・ にぎわいの中に落ち着きも感じられる界限性のあるまちなみを形成する。
- ・ 高質でおだやかなデザインにより、歩く楽しさや居心地の良さが感じられるまちなみを形成する。

## 三宮駅前南西



- ・ 建築物のにぎわいが公共空間ににじみ出し、人々のアクティビティが多面的に展開される、一体的なにぎわいのあるまちなみを形成する。
- ・ 周辺のまちをつなぐ、歩いて楽しい通りを形成する。

## 庁舎・東遊園地



- ・ 周辺エリアとの結節点であることをふまえ、周辺のまちとのつながりに配慮し、税関線の沿道景観を印象づける空間を創出する。

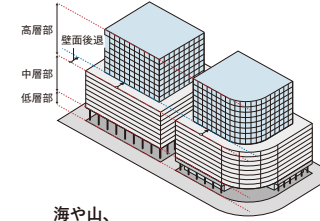
# 建築物のデザイン

- 1 建築物の形態や壁面デザイン
- 2 建築物の低層部や外構の設えとデザイン
- 3 主要な街角の建築デザイン
- 4 緑化や工作物等への配慮
- 5 夜間景観



連続性や一体感のある  
洗練されたまちなみ

- ・遠景、中景、近景に配慮した建築物のデザイン
- ・壁面位置や軒線の誘導等による一体感のあるまちなみづくり



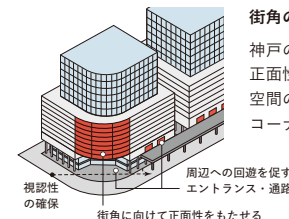
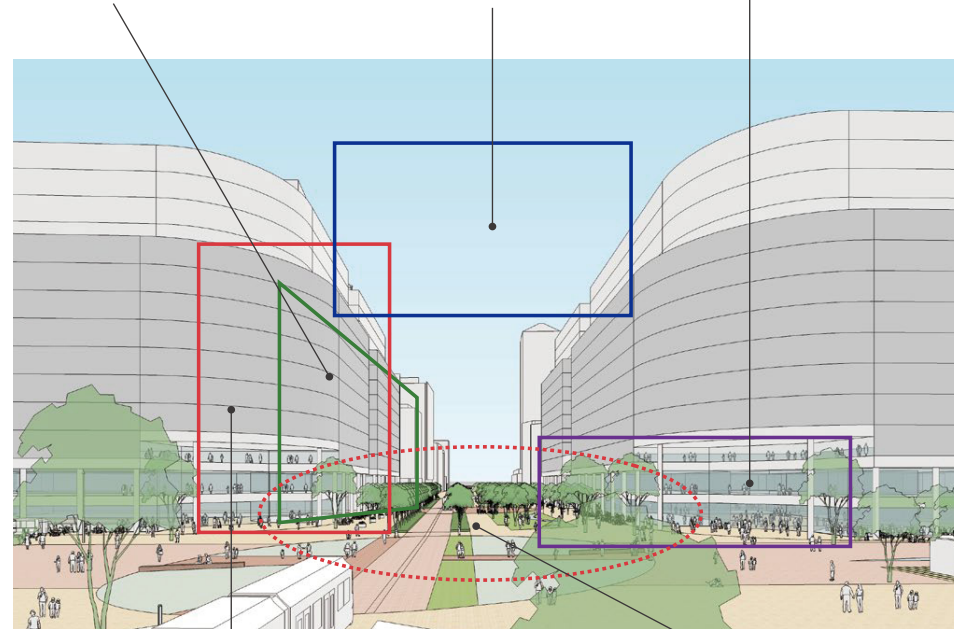
海や山、  
空への広がり

- ・海や山、空への見通し景観に配慮したまちなみづくり
- ・高層部のセットバックによる圧迫感の軽減や都市空間の広がり確保



官民一体となったにぎわい

沿道建築物がまちにひらき、公共空間と一体となったにぎわいの創出



街角の顔づくり

神戸の顔を印象付ける  
正面性のある軽やかで  
空間の広がりを感じられる  
コーナーデザイン

人が主役となる  
居心地の良い空間

人が主役として、  
人が活動する様子や  
花・緑を引き立たせる  
モダンでシンプルな  
デザイン

デザインコード の見方	基準 [1-5-4]	④⑤	建築物の低層部は、開放感や透明感 のあるデザインとする。
	規定強度	通し番号	範囲
			内容
規定強度	基準	景観法に基づく行為の制限事項	
	誘導	基準の目安、補足となる事項	
	推奨	望ましい目標像を示す事項	

# 1 建築物の形態や壁面デザイン

- ・神戸の玄関口、シンボルロードにふさわしい整ったまちなみとするため、高質な建築デザインとするとともに、落ち着いた色彩、周辺の建物との高さや形態の調和に配慮してください。
- ・えきを中心に通りに沿って海と山をつなぐまちの骨格を形成するよう、中層部の壁面の連続性に配慮し、海や山、空への広がりを感じることもできるよう、高層部の形態・意匠や眺望の演出にも配慮してください。

【関連する景観形成方針】5. 海・山・空への広がり、6. 高質で穏やかな設え、11. 「海」と「山」をつなぐ

## 1. 基本事項

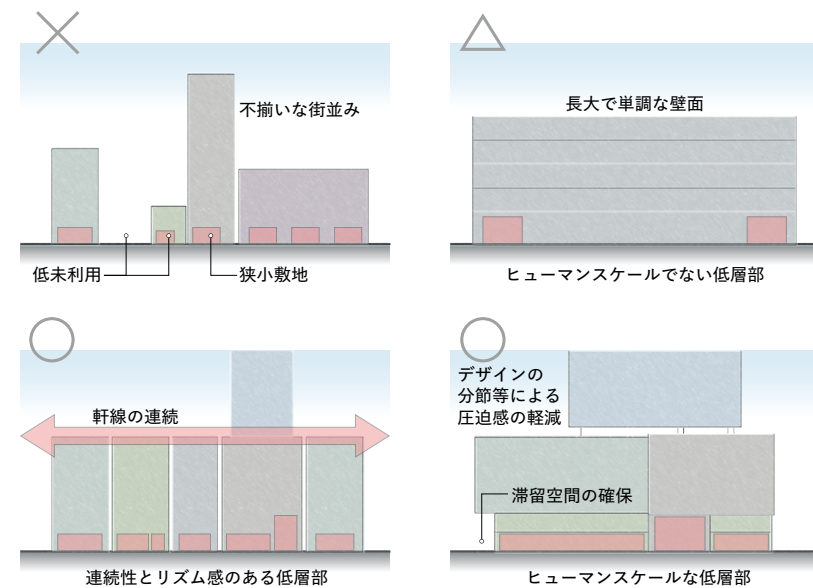
**基準 [1-1-1]** 形態・意匠は、地区の景観との調和に配慮した質の高いものとする。

**基準 [1-1-2]** 土地の形質の変更を行うときは、地区の景観との調和に配慮する。

**誘導 [1-1-3]** 建築物の更新時期等に合わせて、周辺敷地との共同化を検討するなど、神戸の玄関口にふさわしい敷地面積の確保に努めるとともに、ヒューマンスケールなまちなみを形成する。

**基準 [1-1-4]** ④⑤ 建築物の高さや軒線は、まちなみの連続性に配慮する。

**誘導 [1-1-5]** 周辺の建築物との壁面の位置や軒線、スカイラインの連続性に配慮した形態意匠とするよう努める。



▶ 都市空間の広がり、スカイラインの連続性



## 2. 建築物の高さの最低限度

**基準 [1-2-1]** ソーンごとに次のとおりとする。  
 ゾーン①：制限なし ゾーン②：13m以上  
 ゾーン③：17m以上 ゾーン④⑤：20m以上  
 ただし、敷地が景観形成道路に接しない場合又は敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。

### 3. 眺望

#### 基準 [1-3-1]

眺望景観形成地域（ポーアイしおさい公園、ビーナステラス）の区域内では、当該区域の基準を遵守する。

#### 誘導 [1-3-2]

山や海、沿道景観などの優れた眺望に配慮する。



A.



B.



C.



D.



E.



F.

## 4. 壁面の位置

### 低層部

#### 基準 [1-4-1]

建築物の低層部については、景観形成道路Aの境界線から外壁等の面までの距離は1 m以上とする。ただし、高さ2.5 m以上の部分及び敷地の規模形状によりやむを得ない場合はこの限りでない。

### 中層部

#### 基準 [1-4-2]

④⑤ 景観形成道路に面する建築物の中層部は、外壁等の面を概ね当該道路との境界線に近接させる。(但し書きあり※1)

#### 誘導 [1-4-3]

④⑤ 建築物の中層部は、公共空間と建築物の相互のにぎわい形成をより密接にするとともに、まちなみの連続性を形成する。

### 高層部

#### 基準 [1-4-4]

④⑤ 景観形成道路に面する建築物の高層部は、広がりのある都市空間を形成するよう、外壁等の面を中層部より後退させる。(但し書きあり※1)

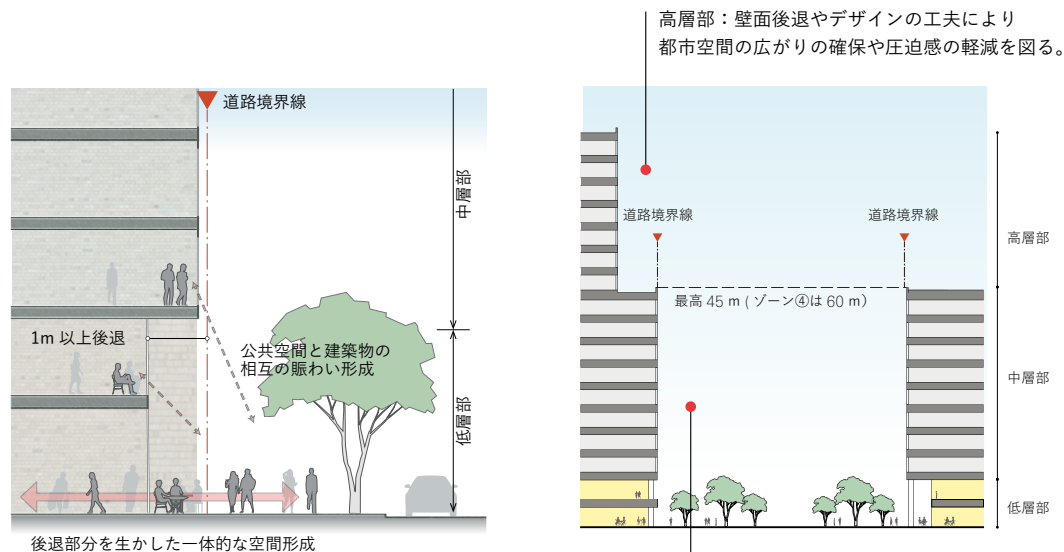
#### 誘導 [1-4-5]

④⑤ 建築物の高層部は、壁面の位置の後退や壁面のデザインの工夫により、都市空間の広がり確保や圧迫感の軽減を図る。

※1 但し書き

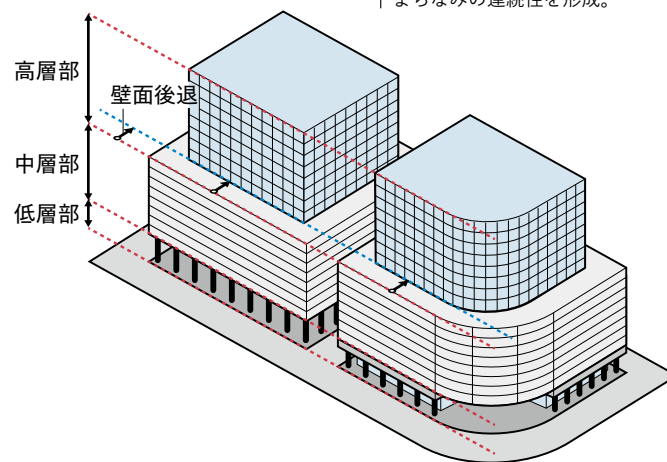
次のいずれかに該当する区域内においては、この限りではない。

1. 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区
2. 同法第8条第1項第4号に規定する特定街区
3. 同法第8条第1項第4号の2に規定する都市再生特別地区
4. 同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区
5. 同法第12条の8及び第12条の10に規定する地区整備計画の区域



後退部分を生かした一体的な空間形成

中層部：公共空間と建築物の相互のにぎわい形成を密接にし、まちなみの連続性を形成。



▶ 壁面線・軒線の連続と高層部のセットバックの例 (左：京橋(東京) 右：御堂筋)



## 5. 壁面のデザイン

### 全般

**基準** [1-5-1] ④⑤ 上質で洗練されたデザインとする。

**誘導** [1-5-2] ④⑤ できる限りきめの細かいディテールによる上質なデザインとする。

**推奨** [1-5-3] 海や港、山を想起させるようなデザインをさりげなく組み込むことを検討する。

### 低層部

**基準** [1-5-4] ④⑤ 建築物の低層部は、開放感や透明感のあるデザインとする。

**誘導** [1-5-5] ④⑤ 間口の分節化や適切な開口部の配置、通りに面した店舗の配置など、連続性を確保しつつ、まちに変化をあたえ、歩行者の歩く楽しみを演出するデザインとする。

**誘導** [1-5-6] ④⑤ 景観形成道路に面する建築物の低層部は、大きな開口部やピロティ等のオープンスペースを設けるなど、にぎわいや空間の広がりを創出する。

### 中層部

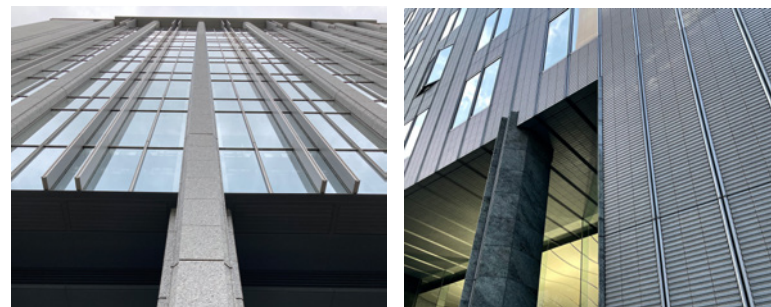
**基準** [1-5-7] ④⑤ 建築物の中層部は、閉塞的で単調な壁面をつくらないようにする。

**誘導** [1-5-8] ④⑤ 壁面の分節やデザインの切り替え、適切な開口部の配置などの工夫を行う。

### 高層部

**基準** [1-5-9] ④⑤ 建築物の高層部は、軽やかで控えめなデザインとする。

▶ きめ細かい  
ディテールの例



▶ 分節された中層部の  
デザイン例  
(GINZASIX ※1~4階部)



▶ 軽やかな高層部のデザイン例  
(GRAND FRONT OSAKA)



## 6. 色彩

基準 [1-6-1] ④ 神戸の玄関口にふさわしい落ち着いた色彩とする。

基準 [1-6-2] ④ 石、木、土などの自然素材や、着色を施していないガラス、レンガ、金属などの素材を基調とするなど、素材色を生かしたものと努める。

誘導 [1-6-3] 山の緑が引き立つような色彩とする。

誘導 [1-6-4] アクセントカラーの使用はできるだけ低層部にとどめ、使用する場合も面積・色数・彩度等を抑える。

▼ 色彩の例 (神戸国際会館)



▼ 素材感のあるファサードの例 (上：阪急神戸三宮駅、下：兵庫県林業会館、右：第15長谷ビル)





## 2 建築物の低層部や外構の設えとデザイン

- ・ 歩く楽しさが連続し、えきからまちににぎわいが広がるよう、建物低層部は、にぎわいを生む用途の配置やピロティなど開放性のある空間の確保により、公共空間と協調したデザインとしてください。
- ・ 人が主役になるまちの風景を創出するよう、建物低層部やオープンスペース、公共空間が一体となり、様々なアクティビティが生まれる、居心地のよい空間としてください。そのため出入口や駐車場の修景にも配慮ください。

【関連する景観形成方針】 1. 都心の回遊性の向上、2. 「まち」の特性をふまえた空間構成、3. 官民一体となったにぎわい、4. 人が主役となる居心地良い空間、5. 海や山、空への広がり

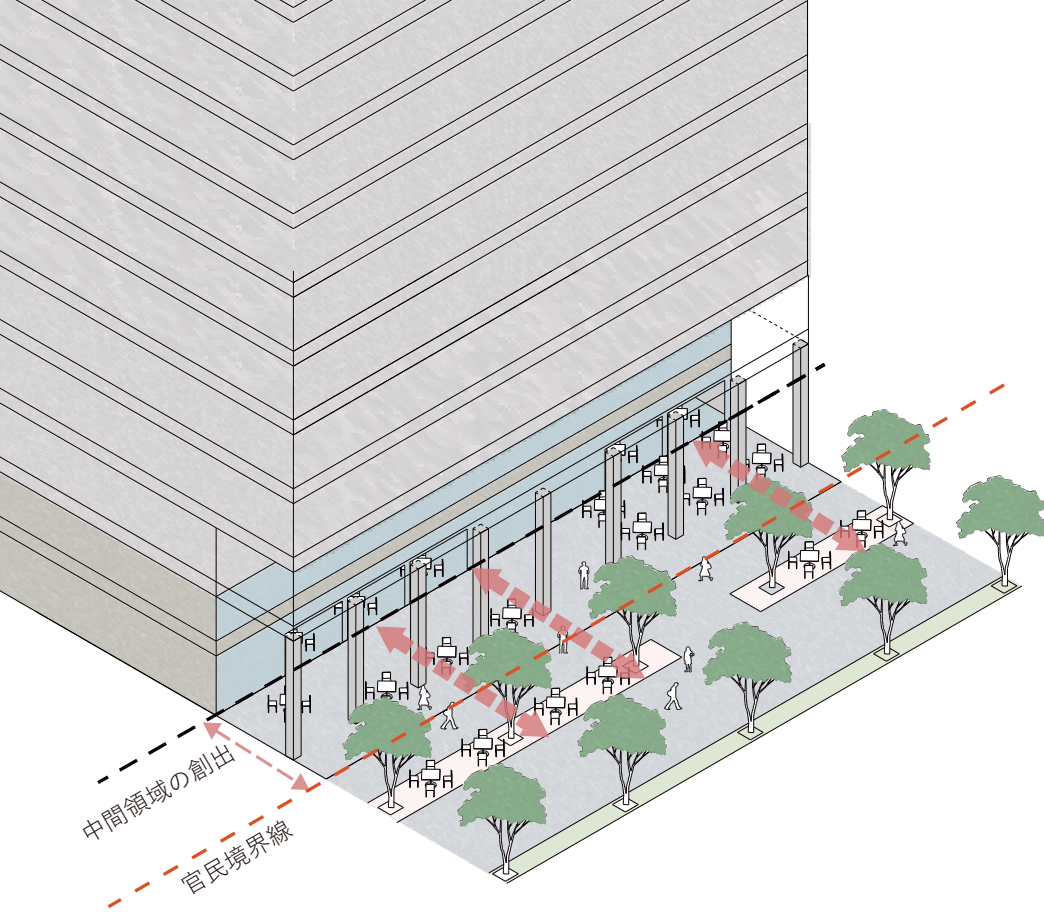


### 1. 低層部の用途

基準 [2-1-1] ④⑤ 建築物の低層部は、店舗など、まちなみのにぎわいと連続性に配慮したものとす。

推奨 [2-1-2] 景観形成道路に面する建築物の低層部は、不特定多数の来訪者を対象とし、まちなみのにぎわいや様々なアクティビティの創出につながる用途、空間とすることを検討する。

◀ まちなみのにぎわいと連続性に配慮した低層部の例  
(神戸三宮阪急ビル EKIZO 神戸三宮)



## 2. 空間・壁面のデザイン

### 開口部等

**基準 [2-2-1]** ④⑤ 建築物の低層部は、開放感や透明感のあるデザインとする。(再掲)

**誘導 [2-2-2]** ④⑤ 間口の分節化や適切な開口部の配置、通りに面した店舗の配置など、連続性を確保しつつ、まちに変化をあたえ、歩行者の歩く楽しみを演出するデザインとする。(再掲：[1-5-5])

**誘導 [2-2-3]** ④⑤ 景観形成道路に面する建築物の低層部は、大きな開口部やピロティ等のオープンスペースを設けるなど、にぎわいや空間の広がり創出する。(再掲：[1-5-6])

### ショーウィンドー

**基準 [2-2-4]** 景観形成道路に面して、閉鎖的なシャッターを設置しない、ショーウィンドーを設けるなど、まちのにぎわいに配慮する。

**誘導 [2-2-5]** ④ 景観形成道路Bに面した建築物内部に設置し、主に沿道の通行者に向けて掲出するショーウィンドーや掲出物は、神戸の玄関口にふさわしい質の高いデザインとする。特にガラス面に内側から掲出する場合は、建築物内部への透過性をできるだけ確保するよう、大きさや数を抑える。

▼ にぎわいに配慮した設えの例  
(Ovo日本橋ビル)



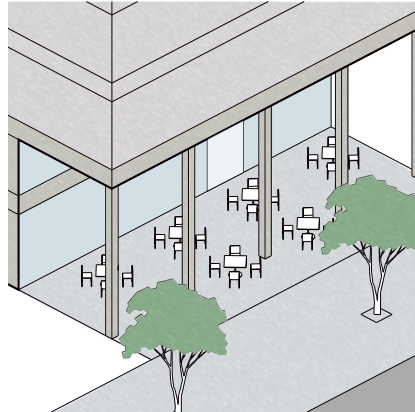
▼ にぎわいに配慮した設えの例  
(COREDO日本橋)



## 景観形成道路に面する建築物の低層部の形態イメージ

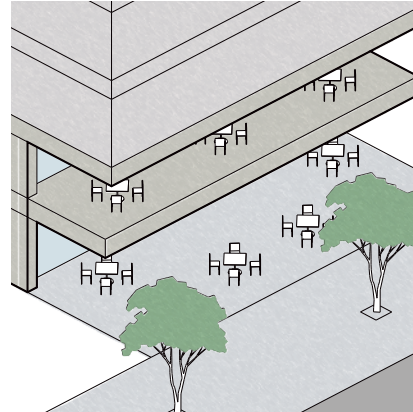
景観形成道路に面する建築物の低層部は、公共空間に開いた開放性の高い設えとし、中間領域の創出を図る。

下図のような低層部の形態を建築物の全面もしくは一部分に取り入れるよう努める。



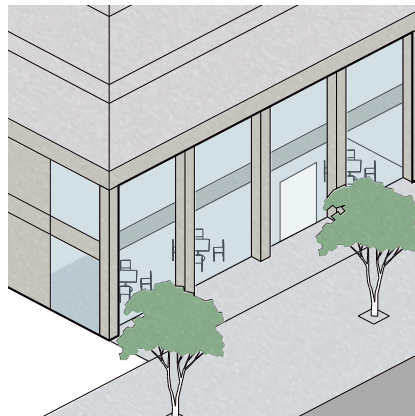
### A. ピロティ形態

ピロティにすることにより、中間領域を創出し、公共空間との一体性を高める形態



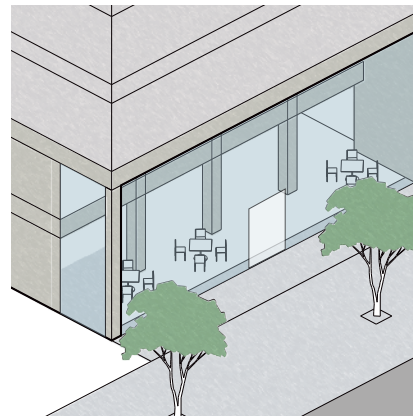
### B. ピロティ+2階張り出し形態

ピロティ空間内に突出した床を設け、中間領域に立体的な活用を生み、にぎわい形成を高める形態



### C. 柱突出し+ガラス壁面形態

屋外空間の創出が困難な場合に、壁面をガラスとし、柱に対してセットバックさせることで奥行き感を持たせた形態



### D. 吹抜け+ガラス壁面形態

屋外空間の創出が困難な場合に、大きなガラス壁面と吹抜け等の設えにより、公共空間との一体感のある空間を創出する形態

▶ 低層部の  
デザイン例 [A]  
(大丸神戸店)



▶ 低層部の  
デザイン例 [B]  
(淀屋橋 odona)



▶ 低層部のデザイン例 [C]  
(三宮セントラルビル)



### 3. 歩行者空間・オープンスペース

#### 利活用等

**基準** [2-3-1] ④⑤ 敷地や建築物内部で、公共空間と一体的に利用できる空間の創出に努める。

**誘導** [2-3-2] 公共空間と一体的なオープンスペースを確保し、相互に呼応するにぎわいや憩いの場の創出に努める。

**誘導** [2-3-3] ④⑤ 建築物の低層部やオープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽やファニチャー等を設置する。

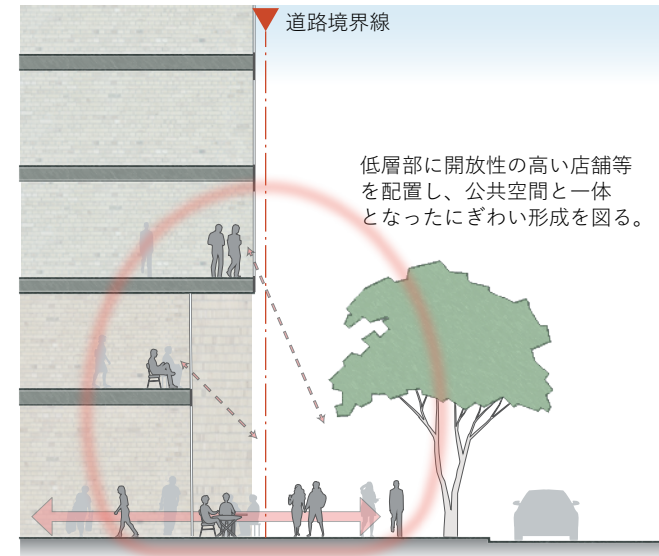
#### 歩行者動線

**基準** [2-3-4] 道路境界線からの壁面の位置の制限により生じる空地には、工作物は設置しない。ただし、空地の機能を阻害しないと認める場合はこの限りでない。

**基準** [2-3-5] ④⑤ 道路から視認できる部分の舗装や植栽は、道路や隣接地との連続性及び歩行者の通行に配慮する。

**誘導** [2-3-6] 道路から視認できる部分の舗装は、道路や隣接地と調和する素材、色彩、パターンとするなど一体的なデザインとし、連続した歩行者空間を創出する。

**推奨** [2-3-7] ④⑤ 敷地や建築物内部において、敷地内を通り抜ける通路など、まちの回遊性を高め、公共空間と連続した歩行者空間の確保を検討する。



▲ 植栽やファニチャー配置の例（オービック御堂筋ビル）



▲ 公共空間との一体的な利用の例（MARK IS みなとみらい）



▲ 通りぬけ通路の例（神戸旧居住地25番館）



▲ 歩道部と共通した舗装の使用例（本町ガーデンシティ）

## 出入口

誘導 [2-3-8] エントランスやロビー等の共用空間においても、まちなみのにぎわいや上質な夜間景観の形成に配慮する。

基準 [2-3-9] 共同住宅の出入口は、景観形成道路Aに面して設置しない。ただし、出入口が地区の都市景観の形成に配慮されている場合はこの限りでない。

誘導 [2-3-10] 共同住宅の出入口は、植栽やファニチャーの設置、壁面のデザインの工夫等により公共空間との一体感の形成に配慮する。

▶ 望ましい集合住宅  
出入口の例  
(ミッドヒルズ神戸三宮)



## 4. 駐車場・付属施設

**基準 [2-4-1]** 駐車場の出入口は、景観形成道路に面して設置しない。ただし、敷地が景観形成道路以外の道路に接しない場合又は交通安全上もしくは用途上やむを得ない場合はこの限りでない。

**基準 [2-4-2]** ④⑤ 駐車場等は、目隠しや緑化による修景に努める。特に、建築物に付属するものは、建築物との一体的なデザインや配置に配慮する。

**誘導 [2-4-3]** 駐車場・駐輪場やゴミ置場などの付属施設、室外機や自動販売機等は、景観形成道路から目立たない位置に設置するなど、歩行者から容易に見えず、まちなみに調和したデザインとする。

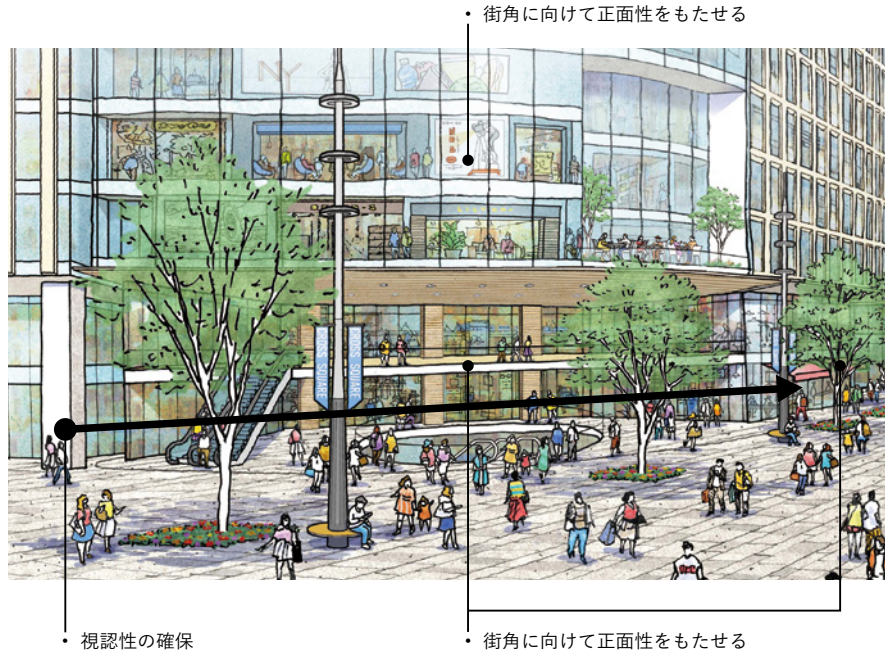
▼ 平面駐車場の緑化修景の例（ダイワロイネットホテル神戸三宮中央通り）



▼ 立体駐車場の緑化修景の例



### 3 主要な街角の建築デザイン



**基準 [3-1-1]** ④⑤ 景観形成街角との一体感や空間の広がりを感じられるデザインとする。

**誘導 [3-1-2]** ④⑤ 景観形成街角を形成する部分は、交差する通りの向こう側を予感させるよう、視認性の確保やコーナー部分に配慮したデザインとする。

**基準 [3-1-3]** ④ 景観形成街角Cに向けて正面性があり、開かれたデザインとする。

**誘導 [3-1-4]** ④ 景観形成街角Cでは、向かいあう建築物どうしの見通しや街角のつながりを意識し、街角全体でにぎわいが呼応する空間を形成する。

**誘導 [3-1-5]** ④ 街角では、周辺への回遊を促すエントランスや公共性の高い通路の配置、デザインを工夫するよう努める。

- 回遊の拠点となる交差点（景観形成街角C・D）に面する建物は、神戸の新しい玄関口となり、統一感の中に変化をもたらす印象的な街角景観を形成するよう、街角に向けて正面性をもたせ、海・山に沿った東西方向のまちのつながりを感じることのできるデザインとしてください。  
【関連する景観形成方針】9. 三宮交差点の顔づくり、12. 統一感がありながら変化を演出

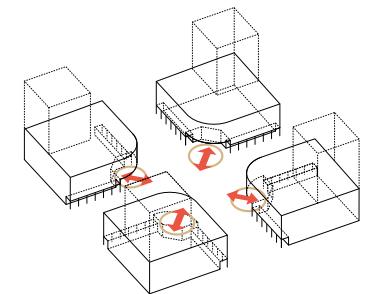
ラウンドするコーナーデザインの例  
(左：神戸三宮阪急ビル、右上：神戸大丸店、  
右下：神戸国際会館)



▼ 街角のにぎわいの例（神戸国際会館）



▼ 街角のにぎわいの呼応のイメージ



# 4 緑化や工作物等への配慮

- ・ オープンスペースには木陰や涼感を与える植栽の配置に努めるとともに、フラワーロードの愛称にふさわしい、まちに彩りを与える花や緑の演出、遠景の六甲山の緑と呼応する中景の緑の配置などにも配慮してください。
- ・ 神戸の玄関口にふさわしい上質なまちなみとなるよう、工作物の修景や広告物のデザイン、日よけ等の効果的な活用に配慮してください。

【関連する景観形成方針】 6. 高質で穏やかな設え、10. 神戸を象徴する空間

## 1. 緑化

**基準** [4-1-1] ④⑤ 道路から視認できる部分の舗装や植栽は、道路や隣接地との連続性及び歩行者の通行に配慮する。(再掲：[2-3-5])

**誘導** [4-1-2] 景観形成道路に面する部分は、上質な緑化を行う。

**誘導** [4-1-3] ④⑤ 建築物の低層部や外構には、道路の植栽と調和のとれた植栽の設置、四季折々の花による演出等により、フラワーロードの愛称にふさわしい緑化を行い、まちに彩りを与える工夫を行う。

**推奨** [4-1-4] 壁面緑化や屋上緑化など、緑のうらおいが感じられる工夫を積極的に行う。

▶ 緑化の例 (上：NU茶屋町、下：日本イーライリリー神戸本社)





## 2. 工作物・建築設備等

### 日よけ・雨よけテント

- 基準 [4-2-1]** 必要最小限のものとし、次に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 道路面からの高さは2.5m以上とする。
  - (2) 道路上への突出は道路境界線から1m以内とする。
  - (3) 道路上に支柱を設けない。

**誘導 [4-2-2]** 日よけテント等を設ける場合は、広告・サイン等を抑え、建築物や周辺環境と調和するような大きさ・形状・色彩とする。

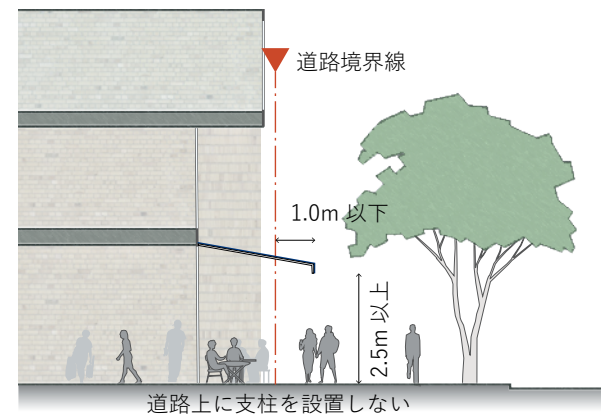
### アーケード

- 基準 [4-2-3]** 景観形成道路Aには原則として設置しない。

### 建築設備

- 基準 [4-2-4]** 道路、公園、広場等の公共空間から容易に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、地区の景観との調和に配慮したものとする。

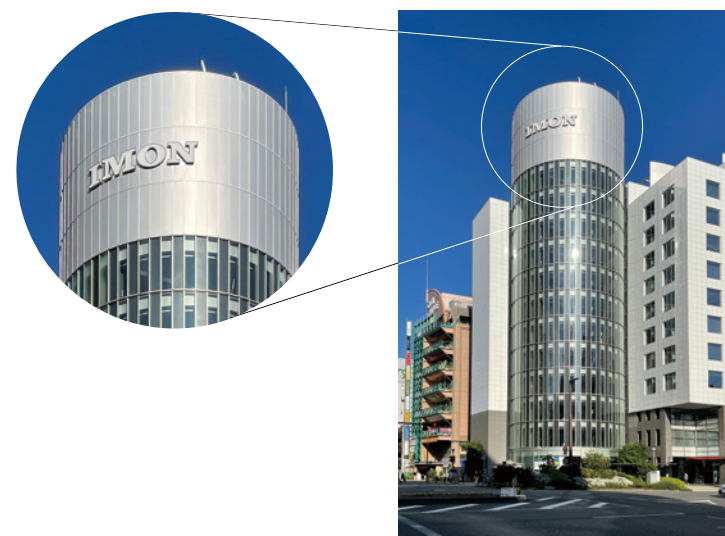
**誘導 [4-2-5]** 駐車場・駐輪場やゴミ置場などの付属施設、室外機や自動販売機等は、景観形成道路から目立たない位置に設置するなど、歩行者から容易に見えず、まちなみに調和したデザインとする。(再掲：[2-4-3])



▶ 望ましい日よけテントの例 (TOMORROW LAND 神戸店)



▶ 望ましい事例 (井門三宮ビル)



# 5 夜間景観

・夜もまちのアクティビティが漏れ見える、にぎわいのある上質な夜間景観の形成に配慮してください。

【関連する景観形成方針】7. にぎわいのある上品な夜間景観

## 1. 基本事項

**基準 [5-1-1]** 夜間景観に有効な照明を敷際の明るさの連続性に配慮して設置する。

**基準 [5-1-2]** 周辺に対して過度の明暗が生じないように工夫する。

**誘導 [5-1-3]** 建築物の低層部や外構の照明は、公共空間の光と調和のとれたものとする。また、店舗等の漏れ灯りや効果的な演出など、通りを歩く人が夜も楽しく、心地良く歩けるようにする。

## 2. 色温度

**基準 [5-2-1]** 外部から視認できる照明は電球色を基調とする。ただし、デザイン性に優れるもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。

**誘導 [5-2-2]** 色温度は落ち着いた温かみのある電球色を基調とし、3,000K以下とする。

## 3. 輝度・グレア

**基準 [5-3-1]** 輝度は、周辺環境に配慮したものとする。

**基準 [5-3-2]** 照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。

**基準 [5-3-3]** 不快なまぶしさがないように、設置位置や形態等に留意する。

**誘導 [5-3-4]** 光源をできるだけ見せず、アッパー/ダウンライト等の間接照明を用いるなど、特に歩行者からの目線に配慮して、まぶしさを抑えた光で明るさ感を確保する。

▶ 通りを演出する  
低層部の漏れ灯りの例  
(淀屋橋odona)



▶ 公共空間と調和の  
とれた心地よい通り  
(神戸旧居留地明石町筋)



▶ まぶしさを抑えた光  
(神戸ハーバーランド)



## 4. 変化

**基準** [5-4-1] 光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するもの又は用途上やむを得ないものはこの限りでない。

## 5. 演出

**基準** [5-5-1] 建築物や植栽をライトアップするなど、良質な夜間景観の演出に努める。

**基準** [5-5-2] 演出を行う場合の光の動きや点滅、色の変化は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

**誘導** [5-5-3] ④⑤ 演出を行う場合は、建築物の頂部や低層部、コーナー部は、壁面のライトアップなどにより上品で効果的に演出する。

**誘導** [5-5-4] ④⑤ 三宮駅周辺や主要な交差点付近では、建築物全体で、神戸の玄関口を飾る上品で華やかな光を演出する

▼ 建築物の頂部や低層部、コーナー部の照明演出 (大丸神戸店)



▼ ファサードを生かした照明演出 (商船三井ビル)



▼ ショーウィンドーの照明演出 (明海ビル)



**誘導** [5-5-5] 高彩度色を避けるなど、上品な印象となるよう努める。

**誘導** [5-5-6] 柱意匠やカーテンウォール等の建築物のファサードを生かした照明の演出を行う。

**誘導** [5-5-7] 植栽や樹木は、低ポール照明やアップライト等により、建築物の低層部と一体的な灯りの演出を行う。

**誘導** [5-5-8] ④⑤ 景観形成街角は、にぎわいを呼び、滞留のきっかけとなる光の演出を心掛ける。

## 6. まちなみの連続性・にぎわいの形成

**基準** [5-6-1] 景観形成道路沿いについては、店舗等の閉店時も、道路側をショーウィンドー的に活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮する。

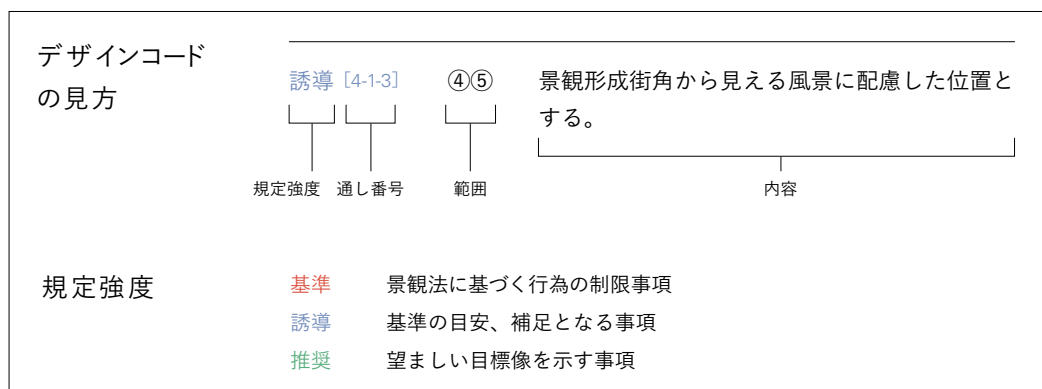
**誘導** [5-6-2] まちなみの連続性の演出、まちの回遊性やにぎわいを創出するよう、ショーウィンドーやピロティ空間等の光の演出を行う。

**誘導** [5-6-3] 閉店後も、建物内部や外部照明を点灯することで、通りの良質な夜間景観に寄与することが望ましい。



# 屋外広告物のデザイン

- 1 共通事項
- 2 種類別
  1. 地上広告物
  2. 屋上広告物
  3. 壁面広告物
  4. 突出広告物
  5. 幕
- 3 夜間景観
- 4 映像装置



# 1 共通事項

- ・ 地区や通りの特性に合わせ、落ち着いたある景観やにぎわいのある景観の形成、まちの情報発信等に寄与するような形態・配置・内容にしてください。
- ・ 映像装置を設ける場合は、当地区にふさわしい良好な景観形成を図るよう、設置位置や表示内容、明るさ等に配慮してください。

【関連する景観形成方針】8. 地区や通りの特性をふまえた広告物

## 基本事項

**基準 [1-1-1]** 建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。

**基準 [1-1-2]** 表示内容は簡素化する。

**誘導 [1-1-3]** 地区の特性に合った質の高いデザインとする。特に六甲山系の眺望や通りの見通しに配慮した設置位置・形態や色彩とする。

**誘導 [1-1-4]** 文字を少なくし、縦書き横書きを混在しない。また、地区の特性を損なわない書体を用いる。

## 内容

**誘導 [1-1-5]** 掲出数や情報量を抑えるとともに、商品名のみを強調したり、価格、サービス内容等の直接的な表現を避ける。

## 色彩

**誘導 [1-1-6]** 色数を少なくし、原色の組み合わせは避ける。また、色の彩度を低くし建築物や周辺との調和を図る。

**誘導 [1-1-7]** ベースカラーはまちなみと調和する落ち着いた色彩とし、アクセントカラーを使用する場合は面積・色数・彩度等を抑える。

## 配置・位置

**基準 [1-1-8]** 景観形成道路A上への突き出しは、1道路、1建築物につき1個以下とする。

**基準 [1-1-9]** 窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。

**誘導 [1-1-10]** 屋内から屋外に向けて掲出するものは、外観と一体的にデザインされたものとする。

## 規模・掲出数

**基準 [1-1-11]** できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。

**誘導 [1-1-12]** 複数の広告物を掲出する場合は、大きさや形状等のデザインを揃え、表示内容やベースカラーの共通化を図る。

## 映像装置

**基準 [1-1-13]** 時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。

▼ 広告物を集約した例 (mint神戸)



## 2 種類別

### 1. 地上広告物

#### 基本事項

誘導 [2-1-1] 建築物や周辺との調和を図り、過度に大きくしない。

誘導 [2-1-2] 建築物や周辺と調和した色彩とする。

#### 地上からの高さ

基準 [2-1-3] 10 m以下とする。ただし、空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、5 m以下とする。

#### 幅

基準 [2-1-4] 空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、接道延長の2分の1以下とする。

#### 配置・位置

基準 [2-1-5] 壁面の位置の制限による道路境界線からの後退部分には掲出しない。

誘導 [2-1-6] 歩行者の通行の妨げにならないものとする。

#### 規模・掲出数

誘導 [2-1-7] 複数の内容をひとつの広告物に掲出する場合は、その数を過度に多くせず、それぞれの表示内容の大きさや形状等のデザインを揃える。

▶ 望ましい地上広告物の事例（三宮プラザWEST）



▶ 望ましい地上広告物の事例（神戸国際会館）



## 2. 屋上広告物

### 基本事項

**基準** [2-2-1] 形態・意匠等に配慮しながら、建築物との一体化を図る。

**誘導** [2-2-2] 建築物との一体化を図り、過度に大きくしない。

**誘導** [2-2-3] 建築物の壁面と調和した色彩とする。

**誘導** [2-2-4] 道路面に対して垂直もしくは水平方向に傾斜を設けない。

### 高さ

**基準** [2-2-5] 建築物の高さの3分の1以下かつゾーンごとに次のとおりとする。  
ゾーン①：4m以下、ゾーン②③：6m以下、ゾーン④⑤：8m以下

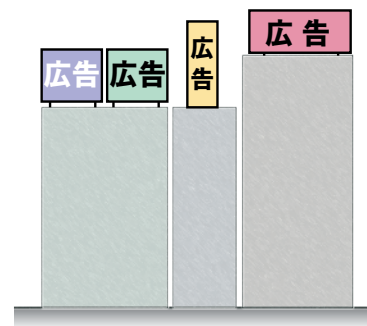
### 掲出数

**基準** [2-2-6] 1建築物につき1個以下とする。ただし、本基準の適用の際、すでに適法に表示又は設置しているものは除く。

▼望ましくない  
屋上広告物のイメージ



広告物の形態や色彩が不揃い



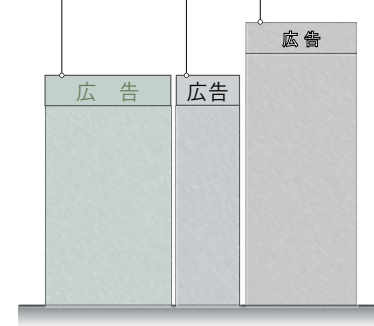
▼望ましい  
屋上広告物のイメージ



周辺のまちなみとの調和を図る

1建物に1個までとする

建築物との一体化を図る



▼望ましい屋上広告物の例(ホテルオークラ神戸)





### 3. 壁面広告物

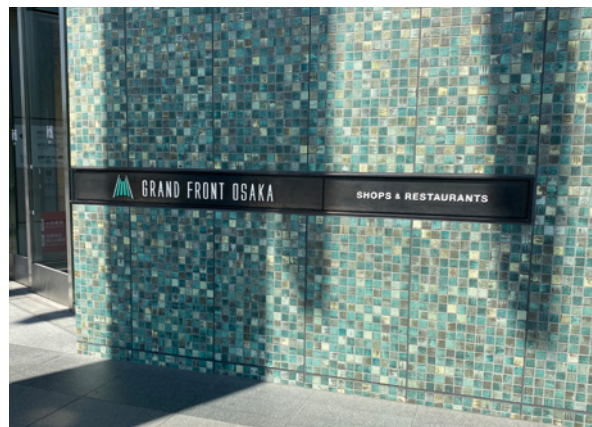
#### 配置・位置

- 基準 [2-3-1]** 景観形成道路沿いの建築物等に掲出する場合は、道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものはこの限りではない。
- 誘導 [2-3-2]** 建築物との一体化を図るよう、壁面の素材感を失わない切り文字等とし、過度に大きくしない。
- 誘導 [2-3-3]** 建築物の壁面と調和した色彩とする。
- 誘導 [2-3-4]** 複数の壁面広告物を掲出する場合は、できるだけ集約させる。
- 誘導 [2-3-5]** 懸垂幕はできるだけ集約し、大きさや形状、ベースカラーなど、デザインをそろえる。

▼ 外壁と一体化した広告パネルの例  
(ONLY 淀屋橋店)



▼ 壁面と調和した広告物の例  
(GRAND FRONT OSAKA)



▼ 壁面と調和した広告物の例  
(神戸国際会館)



## 4. 突出広告物

### 配置・位置

- 基準 [2-4-1]** 上端は、建築物の軒の高さ以下とする。
- 誘導 [2-4-2]** 景観形成道路に面して掲出する場合は、広告物の幅は1m以下とする。
- 掲出数**
- 基準 [2-4-3]** 景観形成道路に面して掲出する場合は、1道路、1建築物につき1個以下とする。ただし、建築物の3階の床面高さ以下の部分に掲出する場合で、広告物の縦の長さが1m未満のものは除く。
- 誘導 [2-4-4]** 建築物の外観や店舗デザインとの一体化を図り、過度に大きくしない。
- 誘導 [2-4-5]** 建築物と調和した色彩とする。
- 誘導 [2-4-6]** 低層部に連続して設ける場合など、複数の突出広告物を設置する場合は、大きさや形状等のデザインを揃える。

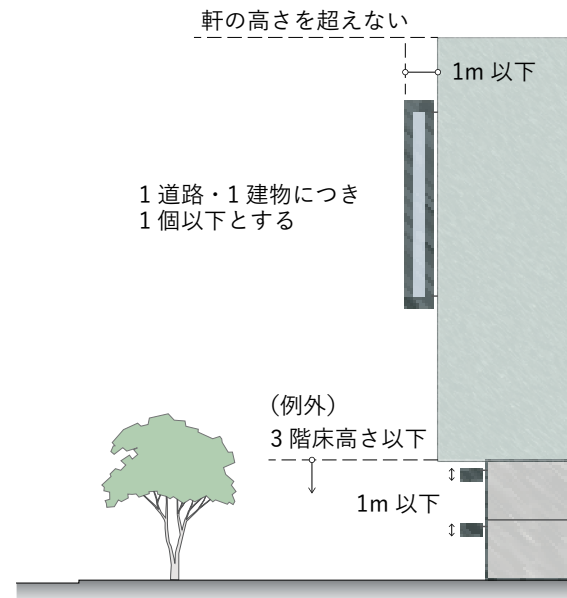
### バナーフラッグ

- 誘導 [2-4-7]** 適度な数、間隔となるよう連続的に設置し、通行者の目を楽しませ、まちを彩るよう、大きさや形状、色彩などに配慮したものとする。

## 5. 幕

- 基準 [2-5-1]** 道路に面しない壁面には掲出しない。
- 誘導 [2-5-2]** 建築物との一体化を図り、過度に大きくしない。
- 誘導 [2-5-3]** 建築物の壁面と調和した色彩とする。
- 誘導 [2-5-4]** 複数の幕広告物を掲出する場合、できるだけ集約させる。

▶ 望ましい  
バナーフラッグの事例  
(新クレセットビル)



# 3 夜間景観

## 輝度・グレア

**基準 [3-1-1]** 輝度は、周辺環境に配慮したものとす。

**基準 [3-1-2]** 照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。

**基準 [3-1-3]** 内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

**誘導 [3-1-4]** 高輝度・高彩度色を避け、切り文字（箱文字）型のバックライト文字や文字のみを照射するなどにより、上品な印象となるよう努める。

## 変化

**基準 [3-1-5]** 光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。

▶ 外照式照明の例  
(旧居留地38番館)



▼ 切り文字型バックライトの例 (大丸神戸店)



# 4 映像装置

## 配置・位置

- 推奨 [4-1-1] 建築物の高層部の壁面及び屋上への設置は控える。
- 誘導 [4-1-2] 窓の内側から外側に向けて映像を発信するものは、外部に設置する広告物と同様、周辺環境に配慮したものとする。
- 誘導 [4-1-3] ④⑤ 景観形成街角から見える風景に配慮した位置とする。
- 誘導 [4-1-4] 建築物の壁面に突出型のものには設置しない。
- 誘導 [4-1-5] 建築物の壁面に設置する場合は、1つの通りに対して1つまでとする。複数設置する場合は、必要最小限とし、一体的に設置するか、できるだけ間隔をあけて設置する。

## 輝度

- 基準 [4-1-6] 時間帯や周辺環境に配慮したものとする。
- 誘導 [4-1-7] 周囲の明るさ等の状況（昼間、夕方、夜間）に応じて輝度や点灯時間について配慮したものとする。
- 誘導 [4-1-8] 高輝度の映像広告を避ける。

## 変化

- 基準 [4-1-9] 光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良好な夜間景観を演出するものはこの限りでない。
- 誘導 [4-1-10] 過度に点滅するもの、派手な色彩や動きの速い動画は避ける。

## 音声

- 誘導 [4-1-11] 不快感を与えない音量、音色とする。
- 誘導 [4-1-12] 商品名のみを強調したり、価格、サービス内容等を過度に表現した音響を避ける。

## コンテンツ

- 誘導 [4-1-13] 情報過多、文字情報が多いものは避け、デザイン性の高いものとする。
- 推奨 [4-1-14] 地域情報、観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供することが望ましい。

- 誘導 [4-1-15] 見る人に不快感や不安感を与えないものとする。
- 誘導 [4-1-16] 商品名のみを強調したり、価格、サービス内容等を過度に表現した映像広告を避ける。

▶ 周辺環境と調和した映像広告の例（新元町ビル）

